

令和4年度 筑波大学法曹学修生募集要項

「筑波大学法曹学修生」制度は、本学ビジネス科学研究科法曹専攻及び人文社会ビジネス科学学術院法曹専攻（法科大学院）の修了者に司法試験受験のための学習環境を提供するものであり、法曹学修生は本学東京キャンパス文京校舎の以下の施設を利用できます。なお、今般の新型コロナウイルスの感染状況次第では、これらの施設の利用を一時中止または制限する可能性があります。

- ・法曹自習室
- ・講義室およびゼミ室（自主ゼミに利用する場合のみ）
- ・大塚図書館
- ・全学計算機用東京サテライト室
- ・学生用ロッカー（受入が多数となった場合は使用できないことがあります）

なお、授業科目の履修は認められません。履修を希望する場合は「科目等履修生」の申請が別途必要となります。

1. 受入対象者

次のいずれかに該当し、教員会議で受入を認められた者です。

- ① 筑波大学ビジネス科学研究科法曹専攻（法科大学院）を修了見込みの者
筑波大学人文社会ビジネス科学学術院法曹専攻（法科大学院）を修了見込みの者
- ② 筑波大学ビジネス科学研究科法曹専攻（法科大学院）を修了した日の後の最初の4月1日から5年を経過していない者

（注）司法試験合格者は、本制度の趣旨に反するため応募資格を認められません。

受入について、申請者が多数の場合には、修了年度が最近の方から優先し、さらに抽選を行う場合があります。また、過去に本学が定めた規則に違反する行為を行った者は、受入を認められない場合があります。

2. 受入期間

受入期間は、前期（4月1日～9月30日）及び後期（10月1日～翌年3月31日）のそれぞれ6か月で、本学法科大学院修了後の最初の4月1日から5年の範囲で延長が可能です。

3. 出願書類

- ① 筑波大学法曹学修生受入（期間延長）申請書（本学所定用紙） 1通
- ② 写真 1枚（申請前3か月以内に撮影した無帽上半身正面のもの〔縦3cm×横2.4cm〕）
- ③ 返信用封筒（長形3号〔住所・氏名を記入，切手不要〕）
- ④ 誓約書（別添様式）

※ ②について、直近で法曹学修生であった者が期間延長申請をする場合には不要です。

4. 申請期間【郵送でのみ受付】

前期： 1月18日（火）－1月31日（月） 郵送で本学東京キャンパス必着
後期： 8月19日（金）－8月26日（金） 同上

申請にあたり、つぎの点にご留意ください。

- (1) 法曹学修生の受入は6か月を単位とします。前の期に法曹学修生であった者がひきつづいて受入を希望する場合、所定の出願期間中に期間延長申請を行う必要があります。
- (2) 郵送代金は、申請者が負担します。
- (3) 出願書類を本学東京キャンパス社会人大学院等支援室(3階)窓口(以下、支援室窓口とする。)へ持参されても受け取りません。また、期限までに不着の場合、原則として出願受付とみなしません。
- (4) 出願書類受領後、受入を認められた者の番号および自習室内に割り当てられた棚番号については、以下の期間中、法曹専攻ウェブサイトに掲載します。
前期： 2月12日(土)－2月26日(土) 18:00まで掲載
後期： 9月14日(水)－9月28日(水) 同上
(注) 受入の可否およびその理由について、電話または支援室窓口での問合せには応じられません。

5. 支払期間

受入を認められた者は、以下の費用がかかりますので、本学より郵送された所定の払込票により金融機関等の窓口で納付してください。支払期間・方法については追ってご案内いたします。

【支払料金】

- ① 学修料
前期(4月1日～9月30日 6か月分) 20,280円
後期(10月1日～3月31日 6か月分) 同上
- ② 身分証明書発行費 1,000円(当初受入時のみ)

学修料等の納付にあたり、次の点にご留意ください。

- (1) 申請時に本学法科大学院在籍中の学生について、法科大学院修了後に実施される最初の司法試験(受験の有無に係りない。)の合格発表が行われる9月まで学修料は発生しません。
- (2) 上記期限内の学修料等の納付を確認できない場合、法曹学修生としての資格を失います。
- (3) 司法試験合格者が応募のうえ学修料等を納付した場合、手数料分を差引いた分しか返金できません。

6. 「学修生証」受領期間(新規申請者に限る)

前期： 4月15日(金)－4月23日(土) 18:00までに支援室窓口で受領してください。
後期： 9月26日(月)－10月1日(土) 同上

(注) 日曜・祝祭日は閉室のため除きます。また、申請者本人が支援室窓口にて受領することになります。ただし、申請者が海外出張等で不在の場合など、申請者本人の代理者への委任を示す一筆を持参のうえ、家族等の代理人が受領することは可能です。

7. 所持品の取扱い

- ① 教員会議により受入を認められた場合
・申請時に本学法科大学院在籍中の学生については、3月19日から3月31日までの間に、5階

の各自の棚にある所持品等を法曹自習室内に割振られた棚に移動してください。 履行されない場合、施設委員会が速やかに所持品を撤去等します。

- ・修了予定者のうち指定キャレルの利用者は、使用期限が3月25日までなので、それまでにキャレルにおいている所持品を法曹自習室内に割振られた棚に移動してください。履行されない場合、施設委員会が速やかに所持品を撤去等します。

② 教員会議により受入を認められなかった場合、あるいは、受入は認められるも身分証明書発行費または学修料の納付を欠く場合等

- ・法曹学修生の資格を失うので、各自に割当てられた棚にある所持品は指定の期間内に収去してください。履行されない場合、施設委員会が所持品を撤去等します。

8. その他

- ・法曹学修生には、学生割引証及び通学証明書は発行されません。
- ・申請にあたって本学が取得した個人情報、受入に関する業務、学籍管理及び本人との連絡業務にのみ使用します。

9. 出願書類の郵送先

〒112-0012 東京都文京区大塚3-29-1

筑波大学東京キャンパス文京校舎 社会人大学院等支援室法科大学院教務担当